

弥富市外部公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)の規定に基づき、労働者からの外部公益通報を適切に処理するため、市が講ずるべき措置等に関し必要な事項を定め、もって公益通報者の保護を図るとともに、事業者における法令の遵守を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働者 労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(弥富市職員等公益通報制度実施要綱(令和6年)第2条第2項に規定する職員等を除く。)をいう。
- (2) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する事実をいう
- (3) 外部公益通報 労働者が通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する市の機関に対して行う法第2条第1項に定める公益通報をいう。
- (4) 所管課 通報対象事実に関する処分又は勧告等の事務を所掌する課等をいう。
- (5) 通報者 外部公益通報をした者をいう。

(通報の受付窓口)

第3条 外部公益通報は、建設部産業振興課において受け付けるものとする。ただし、外部公益通報が直接所管課にあった場合は、所管課において受け付けることができる。

(通報の受付、措置等)

第4条 外部公益通報は、面接、書面又は電話等によるものとする。ただし、明らかに不正の目的でなされたと認める通報及び外部公益通報に該当しないと認める通報は、受け付けないものとする。

- 2 建設部産業振興課長(以下「産業振興課長」という。)及び所管課の長は、前条の規定により外部公益通報を受け付けたときは、外部公益通報受付書(第1号様式)に所定の事項を記録するものとする。この場合において、所管課の長が記録した外部公益通報受付書については、その写しを産業振興課長に提出するものと

する。

(受理又は不受理の決定等)

第5条 市長は、第3条の規定により受け付けた通報を外部公益通報として受理するか否かについて速やかに決定し、その決定について、外部公益通報受理・不受理通知書(第2号様式)により通報者に通知しなければならない。ただし、通報者が通知を希望しない場合又は通報者の連絡先が不明である場合は、この限りではない。

2 産業振興課長は、前項の規定により受理した通報の内容が市の機関が処分等の権限を有するものであると認めるときは、所管課の長にその旨を関係資料を添えて通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により受理しなかった通報の内容が市の機関の処分又は勧告等を行う権限に属さないものであると認めるときは、当該外部公益通報に係る処分又は勧告等を行う権限を有する行政機関を通報者に教示しなければならない。ただし、通報者の連絡先が不明である場合は、この限りではない。

(調査の実施)

第6条 所管課の長は、前条第2項の規定により産業振興課長から通知を受けた通報対象事実について、調査する必要があると認めるときは、遅滞なく調査を開始しなければならない。

2 所管課の長は、前項の調査が終了したときは、その調査結果を外部公益通報調査結果報告書(第3号様式)により、産業振興課長に報告するものとする。

(調査結果に基づく措置)

第7条 市長は、前条の調査結果により通報対象事実が確認されたときは、法令、条例、規則又は規程に基づく処分その他必要な措置(以下「措置」という。)を講じなければならない。

2 所管課の長は、前項の措置の内容及びその是正結果を外部公益通報措置結果報告書(第4号様式)により、産業振興課長に報告するものとする。

(措置結果等の通知)

第8条 市長は、通報対象事実についての調査結果、措置の内容及び是正結果を外部公益通報調査・措置結果通知書(第5号様式)により、遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし、通報者が通知を希望しない場合又は通報者の連絡

先が不明である場合は、この限りではない。

2 前項の通知は、利害関係人の営業の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮して行わなければならない。

(通報者の保護)

第9条 外部公益通報の処理に従事する者は、当該処理に関し職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 市長は、正当な理由なく外部公益通報に関する秘密を漏らした職員に対し、懲戒処分その他適切な措置を講ずるものとする。

(記録等の管理)

第10条 産業振興課長及び所管課の長は、外部公益通報の処理に係る記録及び関係資料を、通報者の秘密保持に配慮しつつ、適切な方法で管理しなければならない。

(運用状況の公表)

第11条 市長は、この要綱に基づく外部公益通報制度の運用状況について、外部公益通報の件数を毎年度公表するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。